

山口市 6 次産業化等推進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の農林漁業者若しくは市内の中小企業者と農林漁業者が連携して 6 次産業化や農商工連携等を行うことにより、市内の地産地消の促進や農山漁村の雇用の創出、所得の向上を図ることなどを目的に、6 次産業化等推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 農林漁業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 2 条に規定する農林漁業者及びその経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ）を活用する団体をいう。

(2) 中小企業者 次のいずれかに該当する場合で個人を除くものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体（火災共済協同組合、信用協同組合及び商工組合連合会を除く。）

ウ その他市長が適当と認めるもの

(3) 農商工連携 中小企業者及び農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用することをいう。

(補助金の事業種目及び事業実施主体等)

第 3 条 この事業で実施する事業種目は次のとおりとし、対象経費、採択基準及び補助率、事業実施主体等については、別表に掲げるとおりとする。

(1) 6 次産業化加工品開発事業

新規に加工品開発等を行う際に係る開発費等

(2) 6 次産業化加工施設等整備事業

施設の新築または増改築費用等

(3) 農商工連携販売促進事業

加工設備の整備費用

(4) 直売所整備事業

直売所の新築または増改築費用及び設備の整備費用

(事業実施計画の承認等)

第4条 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、事業承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項により提出された事業実施計画が適当であると認めるときは、当該事業実施計画を承認し、事業実施主体に通知する。ただし、承認するに当たり、必要に応じて、事業実施主体間で調整を行うこととする。

3 事業実施計画の変更は、前2項の規定に準じて行うものとする。

(補助金交付申請手続)

第5条 前条の事業実施計画により補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書(様式第2号)を作成し、市長に提出するものとする。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その事業の目的及び内容が適正であるか等を確認の上、予算の範囲内にて補助金の交付決定を行い、当該申請をした事業実施主体に交付決定の内容等を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業変更の承認)

第7条 事業実施主体は別表の重要な変更の欄に掲げる変更を加えようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の補助金変更承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨事業実施主体に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 事業実施主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を市長に届け、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 事業実施主体は、事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は補助金の交付の決定をした年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)により、市長に報告しなければならない。また、事業実施後3年間、事業後実績報告書(様式第5号)により、報告年度の翌年度の4月30日までに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対して報告を求め若しくは補助事業の施行に関して必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

3 第5条第2項のただし書により交付申請を行った事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第5条第2項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を様式第6号により速やかに市長に報告するとともに、市長の命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条第1項の規定により通知を受けた事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(概算払の請求)

第12条 事業実施主体は、第6条による交付決定通知があり、補助金の概算払を請求しようとするときは、補助金概算払請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項により提出された補助金概算払請求書が適正であると認めるときは、事業実施主体に対して補助金を概算払により支払うものとする。

(事業の実施期間)

第13条 この事業は、令和5年度から令和7年度までの3年間実施するものとする。

(財産の管理等)

第14条 事業実施主体は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)の期間内において、市長の承認を受けずに補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の場合において、市長の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する額を市に納付させることがある。

(帳簿類の保管)

第16条 事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第9号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が法令又はこの要綱に違反した場合
- (2) 事業実施主体が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項による取消しをした場合には速やかに事業実施主体に通知する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。